

発達障がいをもつ方にかかわる支援者のための 支援のつながりガイド (幼児期編)

【作成 札幌市発達障がい者支援地域協議会】



はじめに

支援の“つなぎ”ではなく“つながり”

- このガイドのタイトルは『支援のつながりガイド』となっています。
- “つなぎ”ではなく、“つながり”としたのは、紹介した機関につないで終わり…ではなく、紹介元も協力して支援をつないでもらいたい…という願いを込めています。
- 支援機関を紹介する際には、紹介先の情報を伝える(つなぐ)だけではなく、ご自身の機関ができる支援や役割を含めて保護者に説明し、他機関と「つながり」を築いて頂ければ…と考えています。

支援のつながりガイドの使い方

- この『支援のつながりガイド』は、支援者が活用することを想定しています。家族をサポートする際に、自分たちの機関の役割を整理すること、他機関と連携(つながり)する際の手助けに…と考え、情報をまとめました。
- このガイドは2部構成となっており、前半は「地域ケアパス編」として、様々な支援機関の情報が掲載されています。後半は「事例編」として、札幌で受けられる代表的な支援、サービスを活用した事例を用いて、各支援機関の役割や機能について理解が深まるようにしています。
- 「聞いたことはあるけど、よくわかっていない」という資源について、地域ケアパス編の情報とともに、事例での動き方を確認し、日常の支援に活用されていくことを期待しています。

第1部

地域ケアパス編

地域ケアパス編

地域ケアパスとは、

発達障がいのあるお子さんが、いつ、どこで、どのようなサービスや社会資源を利用できるか、具体的な機関名やサービスについて提示するものです

札幌市の発達障害の地域ケアパス概要図(就学前)

サービスのレベル(段階)	0～3	引継ぎ	4～6	引継ぎ
すべての子どもと家族が対象のサービス (生活の場・気づき)	(1)子育て・発達に関する情報発信 (2)子育て相談 (3)乳幼児健康診査 (4)子育てサロン		(1)子育て・発達に関する情報発信 (2)子育て相談 (3)乳幼児健康診査 (4)子育てサロン	(15)就学時健康診断
つなぎ・連携	(5)発達相談 (6)さっぽ・こども広場 (7)札幌市障がい児保育事業		(5)発達相談 (6)さっぽ・子ども広場 (7)札幌市障がい児保育事業	(16)就学相談 (17)特別支援学級 (18)通常の学級で受けられる支援 (19)幼保小連絡会
	(8)機関支援			
	(9)幼児教育相談			
	(10)児童発達支援、(11)児童発達支援センター			
	(12)保育所等訪問支援			
専門的なサービス (継続的な支援)				
つなぎ・連携	(13)子どものこころのコンシェルジュ事業			
医療サービス (継続的な支援)	(14)医療機関(診断・リハビリテーション)			
その他	(20) 札幌市ファミリー・サポート・センター事業、(21) サポートファイルさっぽろ(情報共有ツール)、 (22) ペアレントメンター、(23) 家族の会・自助グループ、 福祉サービスについての相談:(24) 各区保健福祉課、(25) 相談支援事業所			

個々の支援サービス機能に関する説明

お子さんの健康・発達全般に関する相談

(1) 子育て・発達に関する情報発信

- ① 各区健康・子ども課(保健センター) [資料1-1](#)
- ② 各区子育て支援担当係(こそだてインフォメーション) [資料2](#)
- ③ 各区保育・子育て支援センター(ちあふる) [資料3](#)

(2) 子育て相談

- ① 各区健康・子ども課(保健センター) [資料1-1](#)
- ② 各区子育て支援担当係(こそだてインフォメーション) [資料2](#)
- ③ 各区保育・子育て支援センター(ちあふる) [資料3](#)
- ④ 保育所・幼稚園・認定こども園 [資料4](#)

(3) 乳幼児健康診査 各区健康・子ども課(保健センター) [資料1-2](#)

(4) 子育てサロン [資料5](#)

お子さんの発達が気になるときの相談

(5) 発達相談

- ① 各区健康・子ども課(保健センター) [資料1-3](#)
乳幼児精神発達相談・5歳児発達相談の予約窓口
- ② 札幌市児童相談所 [資料6](#)
- ③ 札幌市子ども発達支援総合センター(ちくたく) [資料7](#)
- ④ 児童家庭支援センター [資料8](#)

(6) さっぽ・こども広場 [資料9](#)

(7) 札幌市障がい児保育事業 [資料10](#)

(8) 支援機関のサポート(機関支援)

- ① 私立幼稚園・認定こども園訪問支援 [資料11-1](#)

② 札幌市障がい児保育巡回指導 [資料11-2](#)

③ 札幌市障がい児等療育支援事業 [資料11-3](#)

④ 札幌市自閉症・発達障がい支援センターおがる [資料11-4](#)

⑤ 障がい児地域支援マネジメント事業 [資料11-5](#)

(9) 幼児教育相談 [資料12](#)

継続的な支援

(10) 児童発達支援 [資料13](#)

(11) 児童発達支援センター [資料14](#)

(12) 保育所等訪問支援事業 [資料15](#)

(13) 子どものこころのコンシェルジュ事業 [資料16](#)

(14) 医療機関 [資料17](#)

学校への引き継ぎ

(15) 就学時健康診断 [資料18](#)

(16) 就学相談について [資料19](#)

(17) 特別支援学級について [資料20](#)

(18) 通常の学級で受けられる支援 [資料21](#)

(19) 幼保小連携推進協議会における「幼保小連絡会」 [資料22](#)

その他

(20) 札幌市ファミリー・サポート・センター事業 [資料23](#)

(21) サポートファイルさっぽろ [資料24](#)

(22) ペアレントメンター [資料25](#)

(23) 家族の会・自助グループ [資料26](#)

(24) 各区保健福祉課 [資料27](#)

(25) 相談支援事業所 [資料28](#)

【資料1-1】各区健康・子ども課(保健センター) ～ 情報発信・子育て相談 ～

育児の不安や悩みについて、保健師や保育士が、電話や家庭訪問で相談に応じます。乳幼児の健診も行っていて、病気や異常の早期発見、発育や発達にあわせた保健指導、育児相談を行っています。ことばの遅れ、友達と遊べないなど精神発達や心理面での心配のあるお子さんの来所相談も行っています。

保健センターでは、妊娠・出産育児等に関する各種相談ができます

- ・母子健康手帳の交付
- ・妊婦一般健康診査受診票の交付
- ・乳幼児健診
- ・妊娠中、出産後の家庭訪問
- ・各種教室(マタニティ教室、離乳期講習会等)
- ・乳幼児の心とことばの相談
- ・女性の健康に関する相談(女性の健康支援相談)
- ・小児医療に関する申請
- ・その他、妊娠・出産・育児に関するご相談

さっぽろ子育て情報サイト

保健センターで相談できること <https://kosodate.city.sapporo.jp/mokuteki/manabu/shussan/595.html>

【資料1-2】各区健康・子ども課(保健センター) ～ 乳幼児健康診査 ～

各保健センターでは以下の健康診査を行い、お子さんの病気や異常の早期発見、発育や発達に合わせた保健指導、育児相談を行っています。

	健診内容
4か月児健康診査	身体測定のほか、栄養状態や股関節の開き具合などの診査をし、成長に合わせた助言や指導を行います。
10か月児健康診査	身体測定のほか、栄養状態や離乳食のすすみ具合、また歯の生え方などに関する診査をし、成長に合わせた助言や指導を行います。
1歳6か月児健康診査	身体測定のほか、栄養状態や離乳の状況、目、耳、歯・口などに関する診査をし、成長に合わせた助言や指導を行います。
3歳児健康診査	身体測定のほか、栄養状態や目、耳、歯・口などに関する診査をし、成長に合わせた助言や指導を行います。
5歳児健診	5歳を迎える誕生月の1か月前までに「5歳児セルフチェック表」が送付され、ご家庭で発達状況を確認することができます。心配なこと、相談したいことがある場合は、予約の上、健診を受けることができます。

さっぽろ子育て情報サイト

乳幼児健康診査 <https://kosodate.city.sapporo.jp/mokuteki/kenko/kodomo/984.html>

● 発達相談の種類

保健センターで実施している発達相談には、1歳6か月児健診、3歳児健診で実施している「心理相談」や、乳幼児健診後のフォローアップ等を含めた専門相談である「乳幼児心とことばの相談(精神発達相談)」「5歳児発達相談」があります。

● 相談内容

- ・ 子どもの発達等に関する専門的知識を持つ心理職が、育児不安や悩みを抱えている保護者に寄り添いながら、子どもの行動観察・発達の評価を行い、適切な助言や指導を行います。
- ・ 発達障がいが心配される場合等は、保護者の障がいに対する受け入れにも配慮しながら、早期療育に結びつけるなど、適切な支援を行います。

【資料1-3】各区健康・子ども課(保健センター) ～ 発達相談 ～

	心理相談 (1歳6か月児健診・3歳児健診・5歳児健診)	乳幼児精神発達相談・5歳児発達相談
内 容	1歳6か月児健診、3歳児健診、5歳児健診の健診項目の1つとして「心理相談」があります。 子どもの精神発達についての心配ごとや、お子さんとうまく関われないなどの親御さんの悩みについて、専門的知識を持つ心理職が相談に応じます。	言葉が遅い、一人あそびが多いなど、子どもの精神発達についての心配ごとや、子どもとうまく関われないなどの親の悩みについて、専門的知識を持つ心理職が相談に応じます。
対 象	健診対象者で、上記心配ごとがあり、相談を希望する方。 または、健診の中で医師や保健師等から心理相談をすすめられた方。	就学前までのお子さんで、上記心配ごとがあり、相談を希望する方。
受診方法	・1歳6か月児健診、3歳児健診対象者には、健診案内が事前送付されます。同封のアンケートにを記載し、案内のあった日程で保健センターへ出向く。 ・5歳児健診については「5歳児セルフチェック表」が事前に送付されます。ご家庭で発達状況を確認し、心配なことがある場合は、問合せ先に電話し、予約した日程で保健センターに出向く。(予約制)	問合せ先に電話(予約制)

【資料1】各区健康・子ども課(保健センター) ～ 問合せ先 ～

区	所在地	電話番号
中央区	札幌市中央区南3条西11丁目	011-205-3352
北 区	札幌市北区北25条西6丁目	011-757-1181
東 区	札幌市東区北10条東7丁目	011-711-3211
白石区	札幌市白石区南郷通1丁目南8	011-862-1881
厚別区	札幌市厚別区厚別中央1条5丁目	011-895-1881
豊平区	札幌市豊平区平岸6条10丁目	011-822-2400
清田区	札幌市清田区平岡1条1丁目	011-889-2400
南 区	札幌市南区真駒内幸町1丁目	011-581-5211
西 区	札幌市西区琴似2条7丁目	011-621-4241
手稲区	札幌市手稲区前田1条11丁目	011-681-1211

こそだてインフォメーション

子育てをする中で「困っているけど誰に聞いたらいいんだろう」「こんな些細なことも相談していいのかな」と思ったことはありませんか？

そんな時に保育士が常駐する「こそだてインフォメーション」が各区庁舎にあります。

ここでは、子育てに関する困りごとをお聞きし、必要なサービスの情報を提供したり、窓口や専門機関をご案内します。



区	所在地	電話番号
中央区	札幌市中央区南3条西11丁目 中央区複合庁舎4階	011-205-3355
北区	札幌市北区北25条西6丁目 北保健センター1階	011-757-2566
東区	札幌市東区北10条東7丁目 東保健センター1階	011-712-6331
白石区	札幌市白石区南郷通1丁目南8 白石区複合庁舎3階	011-861-0345
厚別区	札幌市厚別区厚別中央1条5丁目 厚別保健センター3階	011-895-2514
豊平区	札幌市豊平区平岸6条10丁目 豊平区役所3階	011-822-2474
清田区	札幌市清田区平岡1条1丁目 清田区役所2階	011-889-2052
南区	札幌市南区真駒内幸町1丁目 南保健センター1階	011-588-5411
西区	札幌市西区琴似2条7丁目 西保健センター1階	011-641-6954
手稲区	札幌市手稲区前田1条11丁目 手稲区民センター1階	011-681-1342

さっぽろ子育て情報サイト こそだてインフォメーション

https://kosodate.city.sapporo.jp/mokuteki/manabu/kodomo_soudan/6313.html

【資料3】区保育・子育て支援センター(ちあふる)

区保育・子育て支援センター
(ちあふる)

区保育・子育て支援センターは、保育機能に加えて、子育てサロンをはじめとするさまざまな子育て支援に関するサービスを提供する施設として機能しています。

さっぽろ子育て情報サイト
区保育・子育て支援センター(ちあふる)

https://kosodate.city.sapporo.jp/mokuteki/manabu/kodomo_soudan/958.html

区	所在地	子育て支援の 専用電話
中央区	札幌市中央区南7条西13丁目1番1号	011-511-1156
北区	札幌市北区北25条西3丁目3-3	011-757-5381
東区	札幌市東区北9条東7丁目1-25	011-711-7807
白石区	札幌市白石区南郷通1丁目南8-1 白石区複合庁舎1・2階	011-868-3160
厚別区	札幌市厚別区厚別中央1条6丁目1-10	011-887-8166
豊平区	札幌市豊平区月寒東1条4丁目2-11	011-851-2510
清田区	札幌市清田区真栄2条1丁目11-20 認定こども園にじいろ	011-883-3044
南区	札幌市南区真駒内幸町2丁目2-2 まこまる(旧真駒内緑小学校)1階	011-215-0203
西区	札幌市西区二十四軒3条5丁目6-11	011-613-7882
手稲区	札幌市手稲区手稲本町3条2丁目4-15	011-681-3162

【資料4】保育所・幼稚園・認定こども園

各保育所・幼稚園・認定こども園では、就学前の子育て全般の電話相談を受けています

札幌市内の保育所、幼稚園、認定こども園一覧は、「さっぽろ子育てガイド」に記載しています。

＊「さっぽろ子育てガイド」とは、就学前のお子さんを育てている方のために、札幌市の取組を中心として子育てに関する情報を取りまとめた冊子で毎年1回発行されます。各区こそだてインフォメーション、各区保育・子育て支援センター、認定こども園にじいろ他で配布しています。また、札幌市公式HPの「札幌市パンフレットライブラリー」からもご覧いただけます。

https://www.city.sapporo.jp/koho/pamphlet/index.html#kosodate_kyoiku

- **保育所**:就労などのため家庭で保育のできない乳幼児を保育する施設です。
- **幼稚園**:満3歳以上の幼児を保育し、小学校以降の教育の基礎を培うための幼児期の教育を行っています。
- **認定こども園**:幼稚園と保育所、子育て支援の機能を兼ね備えた施設で、幼児教育と保育の両方を提供しています。

＊さっぽろ子育てガイドより



【資料5】子育てサロン

- 0歳から小学校就学前までのお子さんとその保護者やこれから親になる方などが自由に集い、気軽な交流が楽しめる場です。
- 札幌市内には、約300か所の子育てサロンがあります。

- ★ 雨の日でもいろいろなおもちゃで遊べる場で、お子さんもののびのび遊べます。
- ★ 同じ子育て中の方たちと交流したり、スタッフに子育て中の悩みを相談したり、お母さんもホッと一息。
- ★ 子育てに役立つ情報やイベントもあります。

さっぽろ子育て情報サイト

<https://kosodate.city.sapporo.jp/mokuteki/dekakeru/salon/964.html>

【資料6】札幌市児童相談所 ～ 各種相談 ～

児童相談所とは、児童福祉の専門機関で、保護者の方などからの相談や連絡を受け、18歳未満の子どもに関するさまざまな問題について相談に応じ、その子に最も適した指導や援助を行います。

こんな時、相談ができます…

- ・ 子どもを家庭で養育することができない
- ・ 性格や行動に心配な点がある
- ・ 生活の乱れや非行
- ・ 子どもの発達や障がいのことで心配がある
- ・ 育児に不安がある
- ・ 虐待が疑われる

【問合せ先】 札幌市子ども未来局児童相談所・東部児童相談所
(電話番号:011-622-8630)

【札幌市HP】札幌市児童相談所 <https://www.city.sapporo.jp/kodomo/jisou/center.html>

【資料7】札幌市子ども発達支援総合センター(ちくたく)の発達相談

ちくたくは、発達の遅れや障がいのある子ども、こころの悩みを抱えるこども、子どもの発達に不安を抱える家族に対し、子どもの体の発達と心の成長の両面からアプローチし、より適切かつ質の高い医療・福祉支援を総合的に提供します。

ちくたくの支援の対象となる子ども(主なもの)

- 座れない、はいはいをしない
- 歩けない、歩き方がおかしい、転びやすい
- 筋肉の力が弱い、筋肉が固い
- 手指の細かい動作が不得意、身体の動きがぎこちない
- 耳の聞こえが心配
- あやしても笑わない、目線があいにくい
- ことばの遅れがある、ことばがはっきりしない
- こだわりがある、かんしゃくが強い
- 落ち着きがない、集団行動がとれない
- 友達とうまく関われない、学校にいけない
- 不安や緊張が強い、気持ちが落ち着かない
- 学習面でのバランスが悪い

ちくたくの相談受付窓口(地域支援室)

地域支援室では、上記のような子どもの心配ごとについての相談をお受けしています

新規予約・相談専用電話 **011-821-9861**

【札幌市HP】札幌市子ども発達支援総合センター”ちくたく”について
<https://www.city.sapporo.jp/kenko/iryo/chikutaku/>

【資料8】児童家庭支援センター

- 児童家庭支援センターとは？

児童家庭支援センターとは、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的に、児童福祉法により設置された福祉施設です。地域の児童に関する、児童、家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行います。里親やファミリーホームからの相談にも応じます。

- 施設一覧

施設名	所在地	電話番号
興正こども家庭支援センター	札幌市北区新琴似4条9丁目1-1 興正学園内	011-765-1000
羊ヶ丘児童家庭支援センター	札幌市豊平区月寒東1条17丁目4-33 羊ヶ丘養護園内	011-854-2415
札幌南こども家庭支援センター	札幌市南区藤野6条2丁目427-4 札幌育児園内	011-591-2200
札幌乳児院児童家庭支援センター	札幌市白石区川北2254-1 札幌乳児院内	011-879-6264
はくよう児童家庭支援センター	札幌市西区八軒1条西1丁目6-10-206	011-676-5208
なんそうえん子ども家庭支援センター	札幌市中央区界川1丁目6-14 札幌南藻園内	011-561-0783

【資料9】 さっぽ・こども広場

●さっぽ・こども広場とは？

- ・「言葉が遅い」「落ち着きがない」「癇癢が強い」など、発達に心配のあるお子さんとその保護者が、乳幼児期の療育支援の入り口として、**親子で参加**する、遊びを通しての療育や相談をする場です。保護者が子育てを能動的に捉え、進路を選び取っていくための支援を行います。
- ・1歳半～就学前までのお子さんとその保護者が対象で、必ず**保健センターからの紹介**が必要です。

●さっぽ・こども広場は、2種類あります

①月1回グループ ②週1回グループ

※**週1グループの参加は、月1回グループに参加したのち、必要に応じて移行するかを相談して決めます**

●さっぽ・こども広場に通うためには、保健センターからの紹介状が必要です。

保健センターで紹介状を発行するためには、1歳6か月児健診・2歳再来・3歳児健診・精神発達相談など、保健センターで実施している健診や相談を受けてもらう必要があります。

●保健センターとさっぽ・こども広場では、情報共有をしています

さっぽ・こども広場の参加状況等について、保健センターと情報共有をして、状況に応じて必要な支援を行っています。さっぽ・こども広場に1回も行っていない、欠席が続いた場合は、保健センターで、状況確認しています。

さっぽ・こども広場の利用にあたっての詳細は**次のスライド**参照

さっぽろ・こども広場 紹介から終了までの流れ

＜保健センターからの紹介＞ 1歳6か月児健診・2歳再来・3歳児健診・精神発達相談

さっぽろ・こども広場 「月1回グループ」

- ・会場: 各区保健センター または児童福祉総合センター
- ・1回1時間、最大6回まで利用可
- ・1グループ12組程度
- ・保護者の相談がメイン

さっぽろ・こども広場 「週1回グループ」

- ・会場: 児童福祉総合センター 児童会館 等
- ・1回1時間15分、最大20回まで利用可
- ・1グループ7～9組程度
- ・小集団の中での遊びの積み重ねとピアサポートがメイン

＜終了後の進路＞ ＊医療機関 ＊児童発達支援事業所 ＊児童発達支援センター
＊幼稚園 ＊幼稚園プレスクール ＊保育所 ＊在宅 ＊その他

※ 終了後も、電話相談を随時受付けています。

在籍親子と終了親子を対象に、「さっぽろサロン」や家族支援プログラムの「ペアレント・プログラム」も実施しています。

【問合せ先】札幌市子ども未来局 子育て支援推進担当課 療育指導係 電話番号: 011-622-8910

【札幌市HP】さっぽろ・こども広場 <https://kosodate.city.sapporo.jp/mokuteki/manabu/hattatsu/13665.html>

【資料10】保育所等での障がい児保育認定

● 札幌市障がい児保育事業

心身に障がいを有する児童を、他の児童とともに集団保育することにより障がい児の成長発達を促進し、当該児童の福祉の増進を図るための事業です。

児童に「障がい児保育認定」が行われると、実施保育施設に対して、障がい児保育を行うために必要となる保育士の人件費等、障がい児保育事業に要する経費の助成を受けることができます。
また、障がい児保育巡回指導(P22参照)が年2回程度あり、発達過程や障がいの状況に応じた適切な保育が行われるよう助言を受けられます。

「障がい児保育認定」を受けるには…

在園児の場合、保護者への障がい児保育認定の説明及び申請は、保育施設が実施します。

- ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当の認定通知及び障害認定通知書等
- ・ 障がい児保育事業に関わる判定・療育関係機関(18か所からの診断書か判定書)

<https://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/documents/01nintei.pdf>

上記いずれかと、その他必要書類を各区健康・子ども課に提出し、認定手続きを受けます。

【問合せ先】札幌市子ども未来局 保育推進課 指導担当係(電話番号011-211-2985)

【資料11】機関支援 ～ 保育園や幼稚園が対応に困った時の相談先 ～

事業名	対象	内容	詳細
私立幼稚園・認定こども園等訪問支援	私立幼稚園・認定こども園等	園児の支援等に関する相談を受ける	資料11-1参照
札幌市障がい児保育巡回指導	認可保育園等	障がい児の集団保育が適切に行われるよう、保育者に指導・助言をする	資料11-2参照
札幌市障がい児等療育支援事業	在宅の障がい児、家族、関係者や支援者	在宅障がい児の療育支援 ①訪問療育②外来療育③施設療育 ※③を希望する際は、保護者の同意がなくても利用可	資料11-3参照
札幌市自閉症・発達障がい支援センターおがる	障がい児者を支援する関係機関（機関支援）	事業所のニーズを踏まえ、ケースの支援方法を検討する ※機関支援のため、保護者の同意がなくても利用可	資料11-4参照
障がい児地域支援マネジメント事業	障がい児通所支援事業所（児童発達支援、放課後等デイサービス）の支援者	障がい児地域支援マネージャーによる、療育に関する情報発信、専門的療育支援や関係機関の支援調整等を行う	資料11-5参照

【資料11-1】機関支援 ～ 私立幼稚園・認定こども園等訪問支援 ～

所 管	札幌市教育委員会 幼児教育センター
実施機関	札幌市幼児教育センター及び市立幼稚園・市立認定こども園(研究実践園)
目 的	①幼児教育センター職員及び幼児教育支援員が、私立幼稚園・認定こども園等に在園する特別な教育的支援を必要とする幼児の指導について相談に応じ、私立幼稚園・認定こども園等を支援する。 ②定期的あるいは必要に応じて私立幼稚園・認定こども園等を訪問し、指導の内容や個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成の相談に応じるなどして、特別な教育的支援を必要とする幼児に適切な支援ができるようにする。
対 象	学校法人の私立幼稚園及び私立幼保連携型・幼稚園型認定こども園の幼児(1・2号認定)を基本とするが、必要な条件を満たす場合はその限りではない。
職 種	幼児教育支援員(札幌市立幼稚園教諭)
支援内容	①保育を参観するなどして、指導内容や指導方法、環境の構成の在り方や教材について検討する ②個別の支援計画、個別の教育支援計画作成等について検討し、実施・評価・改善について継続して相談に応じる ③保護者への対応の在り方について検討する ④特別支援教育コーディネーターやその役割の教員を中心とした園内の支援体制の構築に向けて、園とともに検討する
手続き	訪問を希望する園が、幼児教育支援員に依頼 問合せ先:教)学校教育部 教育相談担当課 札幌市幼児教育センター (電話番号011-671-3454)
費 用	無料

【資料11-2】機関支援 ～ 障がい児保育事業(障がい児保育巡回指導) ～

所 管	子ども未来局 子育て支援部 保育推進課
実施機関	子ども未来局
目 的	障がい児保育の充実をはかるため
対 象	障がい児保育認定を受けた児童を受入れている認定こども園、認可保育所、地域型保育事業所 ※障がい児保育認定児在籍園への巡回指導を行います。障がい児保育認定児がいない園の相談にも応じています。
職 種	巡回指導専門員(公認心理士、臨床発達心理士、臨床心理士、作業療法士) 巡回専門員(保育士)
支援内容	巡回指導専門員、巡回専門員は障がい児保育実施園における障がい児の保育が適切に行われるよう保育者等に対して指導・助言する(年2回程度)
手続き	障がい児保育認定児児童が在籍している施設:所管が日程調整を行う ※障がい児保育認定児がいない保育施設:子)保育推進課指導担当係(電話番号011-211-2985)へお問い合わせください
費 用	無料

【資料11-3】機関支援 ～ 札幌市障がい児等療育支援事業 ～

所 管	保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課 就労・相談支援担当係(電話番号011-211-2936)			
実施機関	実施事業所	所在地【電話】	委託先	対象区
	相談室ほほ	中) 南 16 条西 7 丁目【011-206-6215】	社福) あむ	全区
	発達支援室なっつ	西) 福井 4 丁目【080-3572-2255】	社福) はるにれの里	全区
	むぎのこ児童発達支援センター	東) 北 36 条東 8 丁目【011-776-6856】	社福) 麦の子会	全区
	札幌あゆみの園	白) 川北 2254-1【011-879-5555】	社福) 北翔会	全区
目 的	障がい児施設等が有する療育指導に係る専門的な機能を活用し、在宅の障がい児やその家族、および関係者等に対して相談や療育技術を提供し障がい児等の福祉の向上を図ること。			
対 象	札幌市内在住で、療育を受ける機会が少ない在宅の障がい児とその家族、障がい児と家族に係る関係者や支援者(施設等)。対象年齢18歳未満(例外あり)			
職 種	・障がい児等に対する療育指導が可能な専門職員(医師、OT、PT、ST、心理士、保育士等) ・障がい児等を支援する事業所、専門機関等での療育指導経験を有し、療育指導に係る十分な技術等を有している者			
支援内容	①訪問療育:障がい児等の家庭に一定期間(原則1回/月程度で6か月)訪問し必要な療育指導や訓練を行う ②外来療育:障がい児等を一定期間(原則6か月)通所させつことにより、必要な療育支援や訓練を行う ③施設支援:障がい児等を支援する保育所、幼稚園、学校、児童発達支援等の関係機関に対し、療育に係る技術支援、助言を行う			
手続き	障がい児やその保護者、関係機関からの申請による。直接実施機関へ連絡。 札幌市HP【障がい児等療育支援事業】 https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/guide/zaitaku_06-2.html			
費 用	無料			

【資料11-4】札幌市自閉症・発達障がい支援センターおがる ～ 機関支援 ～

所 管	保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課 運営指導係(電話番号011-211-2938)
実施機関	札幌市自閉症・発達障がい支援センターおがる(指定管理:社会福祉法人はるにれの里)
目 的	障がい福祉サービス事業所、幼稚園や学校、企業など発達障害のある方を支援する機関を訪問し、一緒に具体的支援を考えたり、発達障害についての情報提供、及び研修等をおこなう。
対 象	札幌市に関係する機関(札幌市か札幌市民が利用している機関)で、発達障がいのある方への支援と一緒に考えていきたいと希望している機関
職 種	札幌市自閉症・発達障がい支援センターおがる職員 (公認心理師 臨床心理士 臨床発達心理士 特別支援学校教諭 社会福祉士 等)
支援内容	初回訪問時に事業所のニーズに応じて、機関支援計画をたてています 例)ケース検討に参加し支援方法を考える 特性理解、環境設定、活動設定を一緒に考える 困難ケースの支援方法の検討、個別支援計画を一緒に考える 職員研修 ※機関支援(おがると事業所のコンサルテーション)のため、本人や保護者からの依頼は受付ていません
手続き	おがるHPより「機関支援リクエストシート」をダウンロード。必要事項記入の上メールかFaxで申込 おがるHP https://www.harunire.or.jp/ogaru/ 問合せ先:札幌市自閉症・発達障がい支援センターおがる(電話番号011-790-1616)
費 用	無料

【資料11-5】障がい児地域支援マネジメント事業

民間(市内5ヶ所)の児童発達支援センターに、障がい児地域支援マネジャーを配置し、担当区域内の障がい児通所支援事業所への療育に関する情報発信、専門的療育支援や関係機関の支援調整などを行います。

児童発達支援センター	担当区	電話番号
榆の会 きらめきの里	厚別区・清田区・白石区	898-3929
むぎのこ児童発達支援センター	中央区・東区	753-6468
児童発達支援センターさんりんしゃ	手稲区 西区(八軒・二十四軒・山の手以外)	666-7781
ときわ発達支援センター	南区・豊平区 西区(八軒・二十四軒・山の手)	593-0074
児童発達支援センターたくあい アクティビティ「夢(むう)」	北区	770-5520

【問合せ先】事業全般:札幌市保健福祉局 障がい福祉課 発達障がい担当係(電話: 211-2936)
マネジャーへの依頼・相談:各センターへ直接電話

【資料12】幼児教育相談 ～ 電話・来所による利用方法 ～

幼児教育センターと各市立幼稚園・市立認定こども園(研究実践園)では、幼児の発達や子育てに関する悩み、心配を抱える保護者などを対象とした教育相談を実施しています。

こんなとき…

発達の様子が気になる
ことばや発音が気になる
落ち着きのなさや行動が気になる
園生活や友達関係で困っている
小学校入学についての相談をしたい
見え方や聞こえ方が気になる
子育てについて悩んでいる

電話相談(幼児教育センター、各市立幼稚園・市立認定こども園)

- ・保護者の方やお子さんのご相談をお受けします。
- ・ご相談内容によっては、「来所相談」の予約もお受けいたします。
- ・幼児教育についての情報提供などを行います。

幼児教育センター来所相談

- ・保護者の方のお話をお聞きいたします。
- ・スタッフと遊ぶ中で、お子さんの様子を見させていただきます。
- ・必要に応じて心理検査を行い、お子さんの状況を客観的に把握し、助言や情報提供などを行います。

地域教育相談(各市立幼稚園・市立認定こども園)

- ・幼児教育支援員が、各区の市立幼稚園・市立認定こども園等において、保護者の相談を実施します。
- ・必要に応じて心理検査を行い、お子さんの状況を客観的に把握し、助言や情報提供などを行います。

幼児教育相談の利用方法は次のスライド参照

【資料12】幼児教育相談 ～ 電話・来所による利用方法 ～

※希望する相談の電話番号に直接ご連絡ください

●札幌市幼児教育センター

電話	671-3454
日時	月曜日～金曜日 9：00～17：00 ※祝日、年末年始を除く
場所	西区宮の沢1条1丁目1-10 ちえりあ2階

幼児教育相談

こんなことが心配なとき...
◇発達の様子気になる
◇ことばや発音が気になる
◇落ちつきがなくて...
◇友達関係で困っている

こんな情報を知りたいとき...
◇幼稚園のこと...
◇小学校入学について

こんな相談をお受けしています
◇お母さんへの取り組み方を一緒に考えます。
◇園や学校の生活に関する情報を伝えます。
◇就学相談の手続きを行います。

電話相談 受付 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
8時45分～17時15分

来所相談 電話での予約が必要です。
下のいずれかで相談をお受けします。相談場所・所在地裏面をご覧ください。

▶札幌市幼児教育センター ☎671-3454

▶各区の研究実践園
（市立幼稚園・市立認定こども園）
※各園の電話番号は裏面をご覧ください。

相談は無料です。
相談の秘密は守ります。

まずは、
お電話ください！

札幌市幼児教育センター
〒063-0051 札幌市西区宮の沢1条1丁目1-10 ちえりあ2階
Tel (011) 671-3454 Fax (011) 671-3247
このリーフレットは幼児教育センターホームページからダウンロードできます。
左記コードで「教育相談・支援」のページにアクセスできます。

※特別支援学級や特別支援学校等での指導を希望する場合は、「就学相談」（【資料19】参照）を受ける必要があり、幼児教育センターで申込を受け付けています。

●各市区市立幼稚園・市立認定こども園や公共施設

月曜日～金曜日 9：00～16：30

※祝日、年末年始及び園が休みの日を除く

相談場所		予約窓口	電話番号
中央区	→ 中央幼稚園	中央幼稚園	251-6700
南区	→ 真駒内公園小学校		
北区	→ 白楊幼稚園	白楊幼稚園	736-0764
東区	→ 東光小学校		
白石区	→ きくすいもとまち幼稚園	きくすいもとまち幼稚園	873-2285
厚別区	→ ひばりが丘小学校		
豊平区	かつこう幼稚園 教育支援センター月寒	かつこう幼稚園	852-1230
清田区	認定こども園 にじいろ	認定こども園 にじいろ	883-3345
西区	→ はまなす幼稚園	はまなす幼稚園	666-9477
手稲区	→ 富丘小学校		

【札幌市HP】 <https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/youjikyoku/yousenn/kyouikusoudann.html>
【問合せ先】 教) 学校教育部 教育相談担当課 (電話番号011-671-3454)

【資料13】児童発達支援

発達に心配のある子どもと家族を支える、児童福祉法に基づいた発達支援専門事業の名称です。

- 『児童発達支援』は未就学児童が対象。
- 『放課後等デイサービス』は小学生から高校生が利用できます。

児童発達支援では、お子さま一人ひとりに合わせた支援計画に沿って、日常生活における基本動作や知識技術を習得するためのサポートや、保育所・幼稚園などへの入園や小学校への入学に向けた集団生活への適応などの支援をおこないます。

【資料13】児童発達支援 ～ 未就学児が児童発達支援を利用するには ～

● 通所支援受給者証の取得

児童発達支援の利用には、『通所支援受給者証』が必要です。

申請は、居住区の区役所保健福祉課にておこないます。

● 通所支援受給者証を申請するための条件

- ・ かかりつけ医が記載した『療育が必要である』という内容が記載してある診断書がある。
- ・ 児童相談所または保健センターが『療育が必要である』と認めた場合。

● 利用回数

- ・ 初回申請時は14日/月で支給決定されます。

回数増(最大23日/月)を希望する場合は、利用している児童発達支援事業所に相談し、区役所保健福祉課に変更申請を実施。

- ・ 1年ごとに更新が必要です。

【札幌市HP】 FAQ 障がい児の通所サービスについて知りたい

<https://www.callcenter.city.sapporo.jp/sapporo/cc/web/knowledge440647.html>

【問合せ先】 各区役所保健福祉課

【資料13】児童発達支援 ～ 利用までの手続き ～

居住区の区役所(保健福祉課)へ支給申請

- ・申請書の記載、提出
- ・障害児支援利用計画案の作成、提出
 - パターン1:相談支援事業者と契約を結んで、利用計画案の作成を依頼します
 - パターン2:セルフプラン(保護者自身が記載)を作成する

保健福祉課の職員による状況調査

区役所職員が児童の心身の状況や介護者の状況、居住環境などについて聴き取り調査を行います

通所支援受給者証の交付

サービス事業者を選んで契約を結び、サービスの提供を受けます

サービスの利用後、事業者の利用者負担額を支払います

【資料13】児童発達支援 ～ 事業所の探し方 ～

● 元気さーち <http://www.sapporo-akijoho.jp/>

(札幌市障がい福祉サービス事業所等空き情報ホームページ)

● 児童発達支援事業・放課後等デイサービスガイドブック

※障がい福祉課、区役所で配布しています

児童発達支援連絡協議会(児発達連)HP <https://www.jihatsuren.jp/offices/>

● 各事業所のホームページ

● 相談支援事業所に事業所探しを依頼 などなど



その後、事業所見学を行う

- 療育内容が子どもにあっているか
 - スタッフの人数や雰囲気はどうか
 - 送迎サービスの内容
- などを確認する

【問合せ先】各区役所保健福祉課



【資料14】児童発達支援センター

地域の中核的な療育支援施設としての役割があります。身近な地域における通所支援機能である「児童発達支援」に加え、地域支援機能である「保育所等訪問支援」、「障害児相談支援」を行っています。

事業所名	所在地	電話	実施主体	担当エリア
札幌市はるにれ学園	中)北7条西26丁目1-1	011-622-8650	札幌市	中央区 西区(二十四軒、八軒)
たくあいアクティビティ 「むう(夢)」	北)あいの里1条6丁目1-2	011-770-5520	福)札幌協働福祉会	北区(あいの里、篠路、太平、拓北、屯田、百合が原)
札幌市みかほ整肢園	東)北17条東5丁目2-1	011-731-5674	福)麦の子	北区(新川、北6条～北34条) 東区(本町、苗穂町、北4条～北23条)
むぎのこ 児童発達支援センター	東)北36条東8丁目1-30	011-753-6468	福)麦の子	北区(新琴似、北35条～北40条) 東区(伏古、東苗穂、東雁来、北24条～北51条)
楡の会きらめきの里	厚)厚別町下野幌49-33	011-898-3929	福)楡の会	厚別区 清田区
札幌市ひまわり整肢園	豊)平岸4条18丁目1-21	011-824-1922	札幌市	白石区
札幌市かしわ学園	豊)平岸4条18丁目1-21	011-824-1981	札幌市	豊平区
ときわ発達支援センター	南)常盤3条1丁目6-1	011-593-0074	医)さっぽろ悠心の郷	南区
児童発達支援センター さんりんしゃ	西)福井4丁目3-5	011-666-7781	福)はるにれの里	西区(二十四軒、八軒以外) 手稲区

【資料15】保育所等訪問支援

所 管	保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課 給付管理係
実施機関	保育所等訪問支援を実施している市内事業所
目 的	保育所その他の児童が集団生活を営む施設として内閣府令で定めるものに通う障がい児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与すること。
対 象	保育園・幼稚園・認定こども園・学校などでの集団生活で不適応が生じている、または生じるおそれのある障がい児。（障がい福祉サービス事業所は訪問先に含まれない）
職 種	障がい児支援に関する知識及び相当の知識を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等であって、集団生活への適応のための専門的な支援の技術を有する者。
支援内容	子どもに対して集団活動の中で直接、発達支援を行いながら、より集団での適応ができるように環境整備を行い、関わり方や活動の組み立て方を教示する。直接支援と間接支援。支援頻度は2週間に1回程度を目安。障がい児の状況や時期によって異なる。
手続き	障害児通所支援受給者証の申請手続きが必要 各区保健福祉課窓口で申請
費 用	原則、かかる給付費の1割負担（月の利用負担の上限あり）

【資料16】さっぽろ子どものこころのコンシェルジュ事業 ～ 利用方法 ～

心の悩みを抱える子ども・発達障がい疑われる子ども※原則中学生までを対象

相談

障がい福祉サービス事業所、教育機関、
保健センター、一般の小児科等

相談

相談

保護者が直接電話してもOK

お住まいの区のコンシェルジュに電話

- ①氏家記念こどもクリニック【中央区・東区】☎ 080-3231-6164
- ②五稜会病院【北区】☎ 011-771-5660
- ③榆の会こどもクリニック【厚別】☎ 011-898-4766
- ④ちくたく地域支援室【白石区・豊平区】☎ 090-3111-8061
- ⑤ときわ病院(相談室こすもす)【清田区・南区】☎ 011-593-0556
- ⑥ときわ病院(相談室あじさい)【西区・手稲区】☎ 080-2878-0556

※電話をした医療機関に
受診する訳ではありません。
対応したコンシェルジュが
相談を受けて、適切な医療
機関などを御案内します。

案内

児童精神科医療を扱う医療機関

※本事業を使っても、優先予約になる訳ではありません。

【問合せ先】障がい福祉課 調整担当係(電話:011-211-2936)

【札幌市HP】さっぽろ子どもの心の診療ネットワーク事業 <https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/kodomosinryonet.html>

【資料17】医療機関 ～ できること ～

● 発達障がい等の診断

医師による診察、診断を受けられます。診断の結果によっては、利用できる支援が増えることがあります。

心理検査や理学療法(PT)、作業療法(OT)、言語聴覚療法(ST)といったリハビリ(療育)を提供している医療機関もあります。

● 診断書の作成

「特別児童扶養手当」「障害児福祉手当」の給付、「自立支援医療費」や「障害年金」の申請、「障害者手帳」の交付や「障がい児保育認定の申請」「障害福祉サービス」利用等のために必要な診断書を作成します。

● 薬物療法

必要に応じて、薬の処方があるかもしれません。

※受診・通院は保護者やご本人の意志によるため、受診・通院しない方に、医療機関が受診をアプローチすることは難しく、支援者がつなげたくてもつなげられない…という事態は生じがちです。

そのような事態に対し、医療機関も含め支援者間で対応を検討し、関係機関と連携を図っていくことが重要です。

医療機関の検索方法は[次のスライド](#)参照

【資料17】医療機関 ～ 探し方 ～

●「さっぽろ子どものこころのコンシェルジュ」に問い合わせる

- ・ただ、札幌市内で、発達の遅れについて診ている医療機関は非常に少なく、それに対し、診察を希望する保護者は多いため、なかなか受診できない…という状況です。
- ・また子どもが入院できる医療機関も限られています。
- ・受診に際し、いずれの医療機関も予約制となっており、当日受診できる医療機関はほぼありません。

さっぽろ子どものこころのコンシェルジュ事業利用にあたっての詳細は【資料16】参照



●インターネット等で検索する ※受診にあたっては、必ず医療機関に連絡、ご予約をしてください

- ・札幌市医師会 医療機関情報マップ <http://www.spmed.jp/medimap/>

診療科目で『児童精神科』を選択。その他検索条件を入力する。

- ・医療情報ネット(ナビイ) 厚生労働省
<https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize>

『キーワードで探す』に児童精神科、札幌市など、検索ワードを入力する。

【資料18】就学時健康診断

次年度小学校入学予定のお子さんを対象に、就学時健康診断を行っています

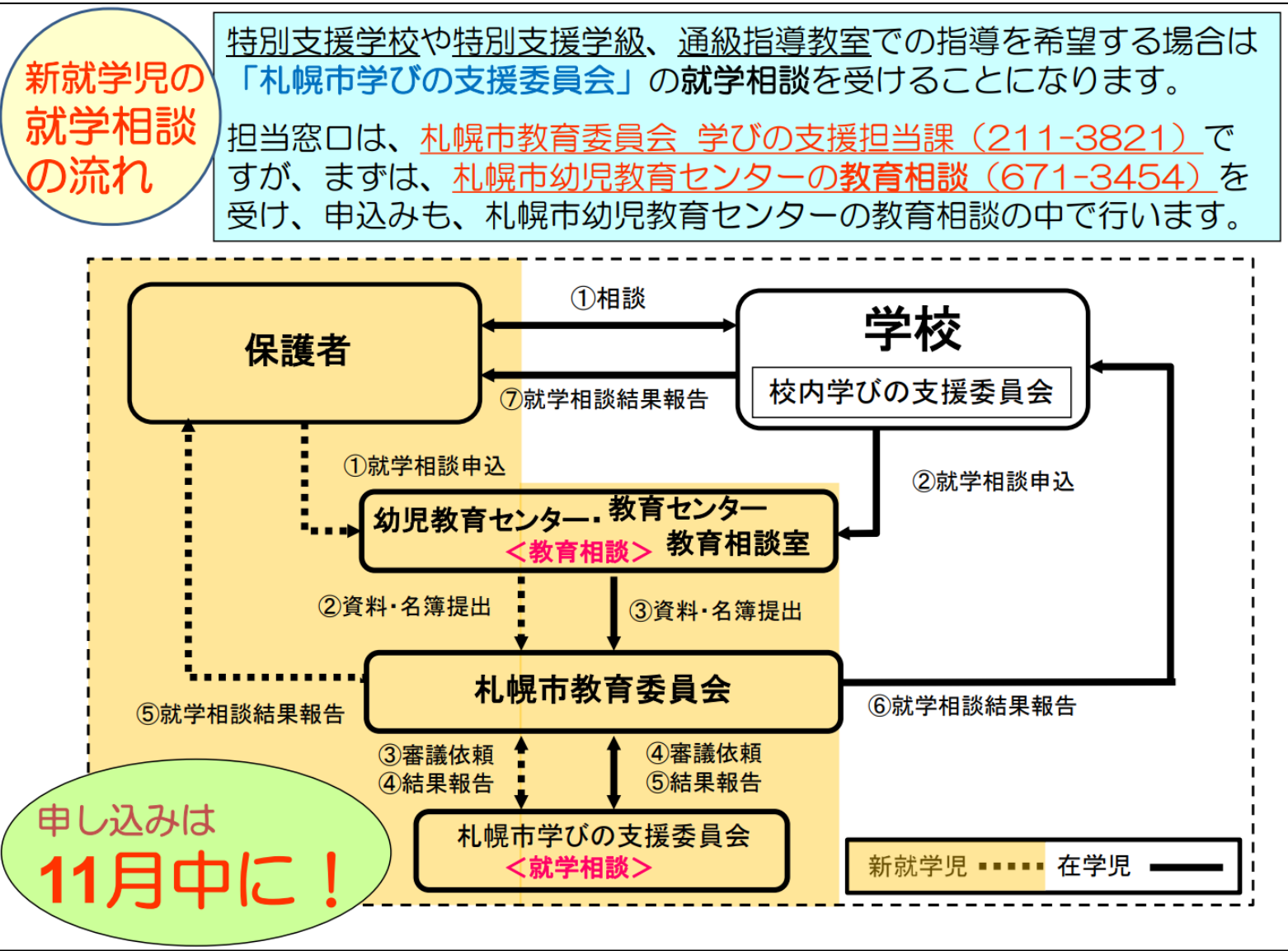
対 象	次年度小学校入学予定の幼児
時 期	原則11月～12月に実施(実施日程については9月頃ホームページにて掲載)
実施機関	教育委員会
場 所	各小学校(10月1日時点の住民登録地住所に基づいて指定。受診校は案内文書にて御確認ください。)
健康診断内容	問診、内科検診、歯科検診、視力検査等
費 用	無料
問合せ先	●札幌市コールセンター 電話:011-222-4894 / FAX:011-221-4894 E-mail:info4894(at)city.sapporo.jp ●札幌市教育委員会学校教育部教育推進課 電話:011-211-3841

【札幌市HP】 就学時健康診断

<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/education/syugakujikenshin/syuugakuji.html>

【資料19】就学相談について

※ 特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室を希望する場合は、就学相談が必要です



新就学児の 「就学相談」申込

- 札幌市幼児教育センターでの
教育相談で対応
- ・特別支援学級や特別支援学校等での指導を希望する場合は、「就学相談」の申込が必要になります。
 - ・例年、8月から申込を受け付けています。

【資料20】特別支援学級について

札幌市の小中学校には、知的障がい、自閉症・情緒障がい、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱の特別支援学級が設置されています。それぞれの学級の対象については以下のとおりとなっています。

特別支援学級による指導の対象となる児童生徒の障がいの程度

特別支援学級	程 度
知的障がい	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの
自閉症・ 情緒障がい	1 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの 2 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの
難聴	補聴器の使用によって通常の話声を解することが困難な程度のもの
肢体不自由	補装具の使用によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの
病弱・身体虚弱	1 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの

※「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」(平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知)及び「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について」(平成18年3月31日付け17文科初第1178号文部科学省初等中等教育局通知)より一部抜粋

【資料21】通常の学級における支援

通常の学級

通常の学級においては、特別な教育的支援を必要とする子どもに対して、校内での組織的な支援体制を整え、個別の教育支援計画の作成・活用、学びのサポーターの活用や特別支援教育巡回相談員との連携などにより、学習活動を行う場合に生じる困難さ等に応じた指導内容や指導方法の工夫を行います。

- (1) 個別の教育支援計画
- (2) 学びのサポーター活用事業(介助アシスタントを含む)
- (3) 特別支援教育巡回相談員事業
- (4) 校内学びの支援委員会
- (5) 特別支援教育コーディネーター
- (6) 通級による指導

【資料21】通常の学級における支援 ～個別の教育支援計画～

(1) 個別の教育支援計画

「個別の教育支援計画」は、特別な教育的支援が必要な子どもの教育的ニーズに基づき、保護者や関係機関と連携を図りながら、長期的な視点で教育的支援を行うことを目的に、園及び学校が作成するものです。

「個別の教育支援計画」を効果的に活用することで、特別な教育的支援を必要とする子どもの支援を、組織的、継続的かつ計画的に進めることができるようになります。

札幌市では、平成29年1月、「サポートファイルさっぽろ」を個別の教育支援計画の基本様式として定め、活用を推進しています。

特別支援学級・特別支援学校に在籍する児童生徒
通級による指導を受ける児童生徒

必ず作成する

幼稚園及び通常の学級に在籍する
特別な教育的支援の必要な幼児児童生徒

作成に努める

【資料21】通常の学級における支援 ～学びのサポーター活用事業～

(2) 学びのサポーターによる支援

学びのサポーター活用事業(介助アシスタントを含む)

市立の小中高等学校等に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、有償ボランティアである学びのサポーターや介助アシスタントが、学習活動や学校生活を行う上で必要となる支援を行うことで、学校における特別支援教育の充実を目指す事業です。

※保護者の方が活用の申請をするのではなく、学校が申請する事業となります。詳細は各学校にお問い合わせください。

● 学びのサポーター

通常の学級に在籍する、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対し、学習活動や学校生活における支援を行います。

● 介助アシスタント

通常の学級や特別支援学級に在籍する、肢体不自由がある児童・生徒に対し、教室移動やトイレ、食事等の介助を行います。

【資料21】通常の学級における支援 ～特別支援教育巡回相談員事業～

(3) 特別支援教育巡回相談員による支援

特別支援教育巡回相談員事業

札幌市における特別支援教育を充実するため、特別支援教育巡回相談員を配置して、各校の特別支援教育コーディネーターを支援するとともに、各校における特別な教育的支援を必要とする子どもの困りの把握や、それに基づく個別の指導計画の作成などをサポートする事業です。

特別支援教育巡回相談員は、特別支援教育担当指導主事等との連携により、次の業務を行っています。

- ・ 各小・中学校における特別な教育的支援を必要とする児童生徒の困りの把握
- ・ 困りを把握した児童生徒への適切な教育的対応の検討や個別の指導計画作成等の支援
- ・ 各関係機関との特別支援教育に関する情報交換・連携
- ・ 資料提供や研修支援等、各小・中学校における特別支援教育の推進

【資料21】通常の学級における支援 ～校内学びの支援委員会と特別支援教育コーディネーター～

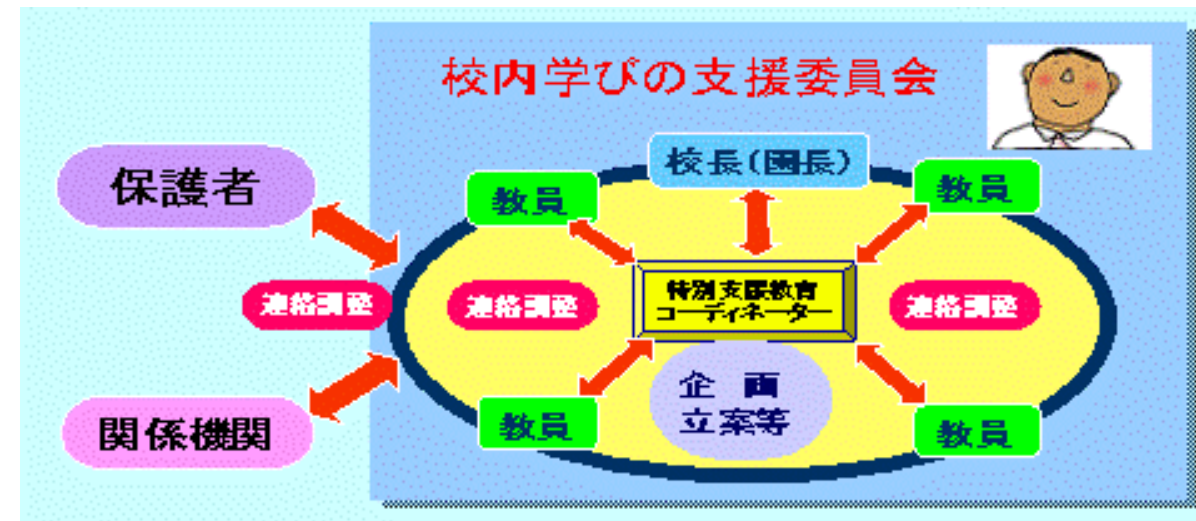
(4) 校内学びの支援委員会

札幌市立の園、学校には、特別な教育的支援を必要とする子どもに対する適切かつ効果的・効率的な指導を推進することを目的として、校内学びの支援委員会を設置しています。

(5) 特別支援教育コーディネーター

特別支援教育コーディネーターは、保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整の役割を担う者として、位置付けられます。

また、「校内学びの支援委員会」を円滑に機能させ、特別な教育的支援が必要な子どもの支援のための方法等の企画・立案や連絡調整を行うことを役割としています。



【資料21】通常の学級における支援 ～通級による指導～

(6) 通級による指導

小学校・中学校・高等学校において、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障がいに応じた特別の指導を行う指導形態となります。

札幌市では、弱視(ひとみの教室)、難聴(きこえの教室)、言語障がい(ことばの教室)、発達障がい(まなびの教室)を設置しています。

※通級指導教室を利用したい場合は、札幌市教育センター(ちえりあ)へ教育相談・就学相談の申し込みをしてください。

https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/suisin/tayona_manabi/tuukyuusidou.html

【資料22】小学校入学に向けての引継ぎ

幼保小連携推進協議会における「幼保小連絡会」

札幌市立小学校の通常の学級に就学する引継が必要な児童について、幼稚園・認定こども園・保育所から引継を行う会。

就学児が安心して小学校生活を送れるよう、小学校へ適切な支援を円滑につなぐことが目的。

- 例年、1月中旬に、電話による引継をしています。
- 保護者の了承を得た児童について、保護者の了解を得た内容を引き継ぎます。
 - ・ コミュニケーション(思いや要求の表出、友達との関わりなど)
 - ・ 行動特性(不安に感じやすいこと、苦手なこと、安全面で留意することなど)
 - ・ 集団参加(指示理解、意欲・態度など)
 - ・ その他、引継が必要な事項(基本的生活習慣など)
- 特別支援学級及び特別支援学校へ就学する児童については、個別に引継を行っています。

【資料23】札幌市ファミリー・サポート・センター事業

- 子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と援助したい人(提供会員)が会員組織をつくり、地域や会員相互で子育て家庭を支援する仕組みです。
- 札幌市ファミリー・サポート・センター事業は、各事業者が橋渡しをしながら、「依頼会員」と「提供会員」が双方合意の下、お互いの責任と信頼関係のうえで援助活動を行うものです。
- 札幌市では、事前に予定が決まっている預かりの「さっぽろ子育てサポートセンター」と、緊急時や病児・病後児預かりの「札幌市こども緊急サポートネットワーク」の2事業を実施しています。

【問合せ先】

- さっぽろ子育てサポートセンター

札幌市社会福祉協議会 電話:011-623-2415

<https://kosodate.city.sapporo.jp/mokuteki/azukeru/ichiji/837.html>

- 札幌市こども緊急サポートネットワーク

特定非営利活動法人北海道子育て支援ワーカーズ 電話:011-621-6626

<https://kosodate.city.sapporo.jp/mokuteki/azukeru/ichiji/850.html>

【資料24】サポートファイルさっぽろ

保護者の方がお子さんの様子や成長などの情報を継続的にまとめるファイルです。
サポートファイルを活用することで、今通っている保育所や学校、支援機関などと情報を共有したり、成長に伴い支援機関や学校が変わっても、連携・継続した支援が受けやすくなります。

● サポートファイルの活用のしかた

保護者の方が支援機関に知ってほしい情報をファイル内の様式に記入したり、保育所や学校、療育機関等でもらった支援情報を一緒にファイルに保管したりすることで、関係機関との状況共有に役立ちます。

● どんな時に使うの？活用の場面

- ・成長に伴い、保育所・学校・支援機関が変わる時（例）入所時、入学時、進学時、進級時
 - ・複数の機関を利用している時や新しく支援機関を利用する時
- 例）保育所・学校と療育機関を利用している時、新しく療育機関に通う時、病院にかかる時、初めての相談窓口に行く時

● 入手方法

札幌市HPから様式をダウンロードできます。

直接お渡しすることもできます。ご希望の場合は、下記問合せ先に御連絡ください。

札幌市HP【サポートファイルさっぽろ】<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/hattatu/supportfiles.html>

問合せ先：保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課 発達障がい担当（TEL：011-211-2936）



【資料25】ペアレントメンターとは

「親による親のための相談者」という意味です。

発達障がいのある子どもを育ててきた先輩親が、養成研修を受けて、ペアレントメンターとして活動しています。

悩みを持つ保護者の相談を受け、自らの子育て経験を活かして気持ちに寄り添い、共感し、保護者を応援いたします。

【問合せ先】札幌市自閉症・発達障害支援センターおがる
電話番号：080-3694-1950

※ペアレントメンターは、札幌市からNPO法人北海道学習障害児・者親の会クローバーに委託し実施しています。詳しくは、クローバーのホームページをご参照ください。

https://www.ld-clover.info/99_blank003.html

関係機関や支援機関より申込(相談支援事業所・障害児通所支援事業所など)

※札幌市のペアレントメンターは、当事者やご家族からではなく、関係機関、支援機関から依頼をいただき、その機関に派遣する形式となっています。

【受付窓口】メンター事務局 ☎ 080-3694-1950

札幌市自閉症・発達障害支援センターおがる

※コーディネーターが、依頼内容をもとに登録メンターのマッチングをします

事業メニュー

① ペアレントメンターの派遣(相談を受けます)

個別相談(相談者1人) グループ相談(相談者複数)

② 講師の派遣

保護者学習会、職員研修等に講師として伺います

ペアレントメンター派遣

発達障害のある子どもさんを持つ保護者の皆さんへ
ひとりで悩まずペアレントメンターに相談しませんか？
先輩親として子育てを応援します！

ペアレントメンターとは？
 ペアレントメンターとは「親による親のための相談者」という意味で、発達障害のある子どもを育ててきた先輩親が、診断を受けたばかりの親御さんや、日頃悩みを持つ親御さん達の相談を受け、今までの子育て経験を活かして気持ちに寄り添い、共感したり、関係機関の紹介などを通じて親御さんたちを応援します。

こんな事で悩んだ時、メンターに相談してみませんか？
 【幼児期・学童期】
 ・「どうもよその子やきょうだいと違う気がする」「育てにくい」と感じるが、医療機関や相談機関には足が向かない。
 ・専門機関に行くように言われたが、とても不安で、自分を責めてしまう。
 ・家では何も問題ないし、信じられない。
 ・支援学級と通常学級は何が違うのか聞いてみたい。
 【青年期・その他】
 ・大学にも入ったし、今まで問題がなかったのに本当に障がいなのだろうか？
 ・祖父母や親せきにどう伝えたらいいのだろう。
 ・青年期の支援はどのようなものがあるのだろう？
 ・・・・相談内容はご家庭によって様々です

メンターは、まずじっくりお話を聞きます。いままでは親御さんが一生懸命に子育てをしてきたことを肯定的にとらえ、勇い、肯定的・建設的な価値は置けません。相談の後、ホッとした気持ちで帰ってもらえるように努めます。

ペアレントメンターについて、詳しくはホームページをご覧ください
 ・NPO 法人北海道学習障害児・者親の会クローバー
<http://www.2d-clover.info/>

ペアレントメンター利用のご相談・お申込は、親御さんから直接ではなく、支援者・関係機関からのお受けしています。
 申込窓口「札幌市自閉症・発達障がい支援センターおがる」
 TEL: 080-3694-1950

NPO 法人北海道学習障害児・者親の会クローバー (札幌市委託事業)

【資料26】家族の会・自助グループ

【参考】JDDネット北海道(日本発達障害ネットワーク北海道)加盟団体

- 北海道自閉症協会札幌分会(札幌ポプラ会) <http://poplar.sunnyday.jp/>
- NPO法人北海道学習障害児・者親の会 クローバー <https://www.ld-clover.info/>

掲載していませんが、活動中の自助グループは他にもあります。

【資料27】各区保健福祉課 ～ 福祉サービスの相談・申請窓口 ～

訪問系・居住系の福祉サービスで、就学前のお子さんが利用可能なサービスには、以下のものがあります。

- 短期入所(ショートステイ)
- 居宅介護
- 移動支援

サービス利用の要件などの詳細は、各区保健福祉課へお問合せください。

中央区役所	231-2400	豊平区役所	822-2400
北区役所	757-2400	清田区役所	889-2400
東区役所	741-2400	南区役所	582-2400
白石区役所	861-2400	西区役所	641-2400
厚別区役所	895-2400	手稲区役所	681-2400

【資料28】障がい者相談支援事業所

発達に心配のある方(児・者)や、その家族の生活や支援に関する相談に応じます。
具体的には、日常生活上の支援を必要とする心身の発達に心配のある方やそのご家族等に対し、窓口での相談や家庭訪問による相談を行います。



障がい者相談支援事業所ガイドブック

札幌市内の障がい者相談支援事業所、就業・生活相談支援事業所、相談専門機関等を紹介するガイドブックです。
札幌市HPよりダウンロードできます。

<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/guide/soudan/>

地域ケアパス編→事例編へ

様々な社会資源の情報を掲載しましたが、
各機関、サービスがどのように活用されるのか？
どのように各機関が「つながり」をもっていくのか？
支援者はどのような関わりをするのか？
これらについての把握は難しいと思います。

続きの【事例編】では、
架空事例を用いて、各支援機関のサービス内容や他機関との連携(つながり)について解説します

事例編につづく…



第 2 部 事例編

支援のつながりガイドの使い方

地域ケアパスに示した様々なサービスや事業、取り組みが、

- 実際どのように利用されているか？
- そこに関わる支援者は、どのような役割を担うか？
- 他の機関にどのような意図で、つないでいくか？

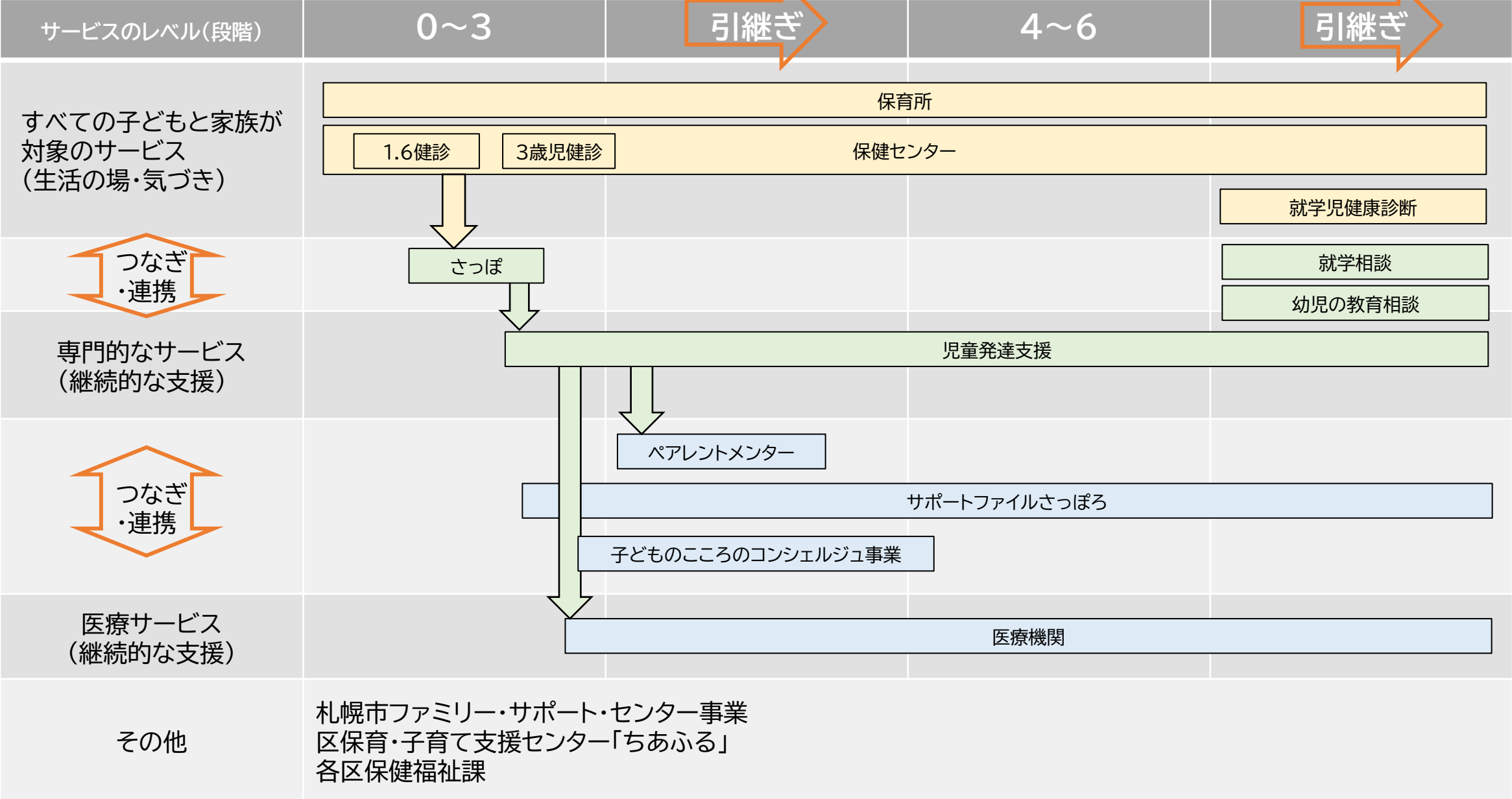
典型事例を用いて、支援の実際と機関のつながりをお示しします。

事例紹介

1歳6ヶ月児健診から発達相談を始め、多くの支援機関と関わっている事例

- ・ Aくん 男児
- ・ 母親の育児不安が強く、新生児訪問をきっかけに、保健師が定期的にサポートしていた。
- ・ 母親は、産休明けから稼働開始し、保育園を利用。
- ・ 1歳6ヶ月児健診で、言語発達・対人面の遅れがあり、心理相談を受けた。
- ・ 心理相談でさっぽ・こども広場を紹介され利用。
- ・ 1人遊びが多く多動で、連れ歩くのが大変であり、さっぽ・こども広場終了後、児童発達支援を利用。
- ・ 両親共にAくんの将来への不安が大きく、児童発達支援からすすめられ、ペアレントメンターを利用。
- ・ サポートファイルさっぽろを作成した。
- ・ その後、薬物治療も視野に、児童精神科を受診。
- ・ 3歳児健診の時点では、児童精神科に通院するとともに、児童発達支援も利用継続。
- ・ 就学を視野に入れ、幼児教育センターの教育相談を利用。
- ・ その後就学相談を申し込み、就学先として、特別支援学級を選択した。

事例を地域ケアパスに落とし込むと…



ケースA 登場人物(入学までたくさんの方がかかわっています)

保健師



保育園



1.6健診(心理相談)



さっぽ・こども広場



児童発達支援

↓ペアレントメンター

↓サポートファイルさっぽろ

医療機関(児童精神科)



幼児教育センター(教育相談)

↓就学相談

小学校(特別支援学級)



母



保健師



保育士



さっぽ



心理士



メンター



児童デイ



医師



教育相談



就学相談

ケースA 1. 6健診の場面で(みんなの思い)

保健師



保育園



1.6健診(心理相談)



さっぽろ・こども広場



児童発達支援

↓ペアレントメンター

↓サポートファイルさっぽろ

医療機関(児童精神科)



幼児教育センター(教育相談)

↓就学相談

小学校(特別支援学級)



母

うちの子、友達と遊ばないし、周りの子と比べるとよく動くし、大丈夫かしら。子育てもうまうまいかないし、大変。どうしよう。

一人で走り回って、人に関心示さないなあ。言葉もゆっくり。お母さんも育児大変そう。ちょうど1歳6ヶ月児健診の時期なので、心理相談【資料1-3】で詳しく確認してみようかな。



保健師

だいぶ保育園に慣れてきたけれど、一人で遊ぶことが多く、言葉も少なくて。自分の気持ちを言葉で表現できないので、泣いてしまうことが多いのかな。



保育士

ケースA 1. 6健診の場面で(こうしてみました)



母

うちの子、友達と遊ばないし、周りの子と比べるとよく動くし、大丈夫かしら。子育てもうまくいかないし、大変。どうしよう。

一人遊びが多く人への期待感は少なめ。遊びも幼い。言葉は発声が多く単語はまだ。理解も苦手そう。周りの刺激を受けやすく、動きも多い。母親は発育や育児で悩みも多い。かんしゃくや夜泣きも多く疲労感も。子どもの発達の促しと、母親の育児サポートのために「さっぽ」 [【👉資料9】](#)の利用をお勧めしました。



心理士

母親は、1歳6ヶ月児健診で、栄養士や歯科衛生士などに、不安な点を相談できて、気持ちが少し軽くなったようです。心理相談を受けることに、最初戸惑いもあったようですが、相談後は「子どもの状況がわかってよかった」と前向きにとらえていました。



保健師

保健師や心理士が親子の状況を細かく確認して「さっぽ・こども広場」を勧めてくれたので、親子をサポートする機関が増え、心強く感じています。



保育士

ケースA さっぱに通っています(みんなの想い)

保健師



保育園



1.6健診(心理相談)



さっぱ・こども広場



児童発達支援

↓ペアレントメンター

↓サポートファイルさっぽろ

医療機関(児童精神科)



幼児教育センター(教育相談)

↓就学相談

小学校(特別支援学級)



母

さっぱに行き始めて、友達遊びや言葉が少し増えてきたし、育て方も少しわかってきて安心。でも最近かんしゃくが多くなって、あせっちゃう。

動きが多いけど、人に関心を示しだして言葉も少しずつ成長。よかった。最近は自己主張が芽生えてかんしゃくが多くなってきたなあ。



保健師

言葉が少しずつ増えてきました。もっと、やってあげられること見つけていかないとなあ。



保育士

言葉でやりとりすることも出てきて、お母さんも子どもに合わせて育児してる。これからの成長を考えて児童発達支援の利用がよさそう。



さっぱ担当

ケースA さっぱに通っています(こうしてみました)



さっぱに行き始めて、友達遊びや言葉が少し増えてきたし、育て方も少しわかってきて安心。でも最近かんしゃくが多くって、あせっちゃう。

少しずつ成長しているけれど、さっぱから次の機関につないだ方が良いかな。大人のケアを受けながら小集団の経験が積めるように、児童発達支援 [【資料13】](#) の利用を勧めました。



さっぱに行って、お母さんの心配ごとにも相談できたみたい。ささいなことでも日常的に相談できる人がいると、お母さんも安定しそう。児童発達支援に行って、子どもの様子を見ながら、お母さんの話も聞いてもらえるといいかも。



まだ他の子と一緒に遊ばないけれど、大人とのやりとりは少しずつできるようになってきました。大人と関係を大切にして、人とあそぶ楽しさを知ってもらおう。



ケースA 児童発達支援にいきました(みんなの思い)

保健師



保育園



1.6健診(心理相談)



さっぽろ・こども広場



児童発達支援

↓ペアレントメンター

↓サポートファイルさっぽろ

医療機関(児童精神科)



幼児教育センター(教育相談)

↓就学相談

小学校(特別支援学級)



母

さっぽろの利用期間が終わり、児童発達支援の事業所を利用しはじめました。事業所から勧められてサポートファイルさっぽろ【[資料24](#)】も作りましたよ。

児童発達支援の事業所は、元気サーチで調べたみたい。自分で動けるお母さんだから、定期的なモニタリングで大丈夫かな～



保健師

動きが大きくて、集団行動は苦手な様子。事業所とお子さんの様子を共有することで、よりよい保育や療育につなげることってできるかしら？



保育士

サポートファイルさっぽろの作成を勧めて事業所の個別支援計画も挟めました。お母さん、先々のことを心配しているのでペアレントメンター【[資料25](#)】をご紹介します。発達特性が気になって病院受診を考えてみたい。母に寄り添いながら発達専門の医療機関を勧めてみます。



児童デイ

ケースA 児童発達支援に通っています(こうしてみました)



母

児童発達支援に通っています。事業所でペアレントメンターの相談会があったので、就学のことや普段の困りごとを相談しました。最近かんしゃくもひどいし、他の子とうまく遊べない。保育園が児童発達支援と情報共有して、対応を検討したいと言うので、「是非」とお願いしました。

ペアレントメンター派遣事業を活用して、メンターさんの相談会を企画しました。お母さん、色々相談できたみたいです。保育園と情報共有して一緒に考えることになりました。お母さんから発達専門の病院に行った方が良いか相談されたので、受診をお勧めしました。

保育園も児童発達支援の事業所さんも、日々関わってくれているので、次回の相談は3歳児健診にしましょう。それまでに困ったことがあれば相談してください。

児童発達支援の先生とつながりができて一緒に考えていくことになりました。病院を受診するようで、もっとAくんの理解が深まりそうです！

お母さんから日々の子育ての悩みについてお話を聞き、大変さを共感したり、就学のことやお家でのことについてはメンターの経験談をお話ししました。私たちメンターの体験が正解だということではなく、1つのアイディアとしてお伝えできればと思っています。



児童デイ



保健師



保育士



メンター

ケースA 児童精神科に行ってきました(みんなの思い)

保健師



保育園



1.6健診(心理相談)



さっぽろ・こども広場



児童発達支援

↓ パARENTメンター

↓ サポートファイルさっぽろ

医療機関(児童精神科)



幼児教育センター(教育相談)

↓ 就学相談

小学校(特別支援学級)



母

気持ちの切り替えが苦手で、かんしゃくを起こすと大変。落ち着きのなさが心配。児童デイや保健師さんに勧められて児童精神科に受診することになりました。

お母さんから病院に行った方が良いか相談されました。動きの多さや言葉の遅れも気になるし、就学を考えると早めに受診した方が良いかも…と助言しました。3歳児健診で、心理士に相談するとよいなあ。



児童デイ

3歳児健診でお会いして、全体の発達はやっくりかも。受診について悩まれていたもので、背中を押すつもりで、受診を促しました。



心理士

札幌で発達の遅れを診ている医療機関は、主に児童精神科【資料17】です(小児科で診ている場合もあります)。市内の医療機関はいずれも混みあっているので、なかなか受診できない状況です。



医師

ケースA 児童精神科に行ってきました(こうしてみました)



母

児童精神科に通いだしました。

問診や診察、心理検査を行い、詳しく発達状況を確認しました。社会コミュニケーションの遅れや偏り、こだわり、感覚の過敏さ、動きの多さがあり、自閉スペクトラム症と診断しました。家族には丁寧に説明しました。言葉の遅れがあったので言語聴覚療法（ST）を始めました。落ち着きのなさや癇癪に対して薬の処方をご希望でしたが、年少児なので、処方せず慎重に経過を追うことにしました。



医師

お母さんから診断がついたことを聞きました。ショックだったようです。保護者支援も児童デイの役割！気持ちに寄り添っていきます。ご本人の支援対応は、明らかになった特性に基づいて組み立て、主治医と相談できると助かります。



児童デイ

保育園で手厚い保育ができるように、障がい児保育認定の診断書作成【[👉資料10](#)】をお願いできないか、お母さんに聞いてみようと思います。認定されたら、障がい児保育巡回指導【[👉資料11-2](#)】をお願いします。



保育士

ケースA 幼児教育相談にいきました(みんなの思い)

保健師



保育園



1.6健診(心理相談)



さっぽろ・こども広場



児童発達支援

↓ペアレントメンター

↓サポートファイルさっぽろ

医療機関(児童精神科)



幼児教育センター(教育相談)

↓就学相談

小学校(特別支援学級)



母

いよいよ年長さんになって、小学校のことを決めないと。通常の学級か特別支援級かどうしよう…。

まだまだ興味のある方に動いてしまう。教育相談【[資料12](#)】で実際の様子を母が説明できるかしら…。



児童デイ

お母さんが小学校を選びやすいように、集団の中でのお子さんの様子や困り感も伝えます。小学校への引継ぎ【[資料22](#)】も考えないと…。



保育士

就学に向けて相談をお受けしています。保護者の方には、相談の前に、校区の小学校に見学に行くよう勧めています。



教育相談

ケースA 幼児教育相談にいきました(こうしてみました)



母

幼児教育相談に行きました。通常の学級と特別支援級の違いがわかりました。子どもにとってどっちが良いのか？保育園やデイの先生、お医者さんの意見を聞きながら決めたいと思います。

通常の学級と特別支援級の違いを説明しました。関わってもらっている支援者の方の意見も聞いて決めると良いですよ～と助言しました。特別支援級を希望されたら、学びの支援委員会に諮るため、就学相談に申し込んでもらいます。



教育相談

教育相談に行って小学校の生活を具体的にイメージできたみたい。通常の学級と特別支援級で悩んでいたのも、デイでの様子をちゃんと伝えておこうと思います。就学後の利用の仕方もそろそろ相談し始めないと…。



児童デイ

通常の学級か特別支援級かを決めるにあたり、本人の発達段階や状態だけで判断するのではなく、本人の通いたいと思う気持ちも大事にしてあげて欲しいと伝えています。



医師

ケースA 特別支援学級に決めました(こうなりました)



母

支援してくれている方々から意見を聞いて、本人からも見学に行った時の印象や気持ちを聞きました。夫婦でも話し合って、特別支援学級に入学することにしました。

特別支援学級への就学を希望する方は、11月までに就学相談の申し込み【[👉資料19](#)】をしてください。学びの支援委員会で審議して、結果をご案内します。
保育所等から小学校への引継ぎは、例年1月頃から開始します。



就学相談

事例編

ケースAは、札幌で受けられる定番の支援を活用した事例です。

Aくんのお母さんの悩み、相談をとおして、様々な支援機関に
関わってもらいました。

この典型事例以外にも、よくある相談とその対応例を紹介します。

あるある相談① 今までどこにも発達の相談をしたことがありません…



保育所

保護者から発達の遅れについて相談を受けました。保護者が子どもへの関わりについて相談したり、お子さんが療育機関を使ってみたいなどの希望がありました。どこに相談したら良いのか困っています。

発達相談は保健センター【[資料1-3](#)】、札幌市児童相談所【[資料6](#)】、ちくたく【[資料7](#)】などで受けることができます。

児童発達支援の情報やお子さんへの関わりについては児童発達支援センターで相談をすることができます【[資料14](#)】

関わりについては、保育所等でできることを説明しながら、デイサービス等の療育と連携していくこともできます。



あるある相談② 保護者に困り感がなく、発達の相談につながりません…



保育所

在園児ですが、好きなことしかせず、マイペースで、集団行動が苦手なお子さんがいます。友達とのトラブルが多く、保育園での対応に困っています。

保護者の方に「発達の相談に行ってみては…」と勧めてみたものの、「家では困っていないので…」と断られてしまい、保護者との関係作りにも苦慮しています。

保護者の同意がなくても、保育園や幼稚園などの支援機関を支援する『機関支援』【[👉資料11](#)】を利用できる場合があります。

また、乳幼児健診【[👉資料1-2](#)】の時期が近ければ、そこで様子を見てもらうこともできるかもしれません。

いずれの場合も、保護者の困り感がない場合、発達の相談につながるまでに時間を要する場合が多いので、機関支援をはじめとした様々な方法を模索しながら、保育園でできる保護者対応を考えていくことになります。

